

逃亡した朝鮮人はどこへ行ったのか？：日本に戦時 動員された朝鮮人の再移動・再配置としての逃亡

有馬，学
福岡市博物館：総館長

<https://doi.org/10.15017/4797808>

出版情報：韓国研究センター年報. 22, pp.11-24, 2022-03-29. Research Center for Korean Studies,
Kyushu University

バージョン：

権利関係：



逃亡した朝鮮人はどこへ行ったのか？

——日本に戦時動員された朝鮮人の再移動・再配置としての逃亡——

有 馬 学*

はじめに——本稿の課題——

本稿は、戦時動員として朝鮮半島から移入された朝鮮人労働者の逃亡問題について、福岡県の事例を中心に検討するものである。朝鮮人の労働目的による日本渡航は第一次大戦後漸次増加するが、昭和14(1939)年9月の労務動員計画による集団移入の本格的開始以降、飛躍的に増大する¹⁾。ここでいう戦時動員とは、この労務動員計画による集団移入の開始以降の労働力動員をさす。なお、もはや周知のことであるが、昭和17年2月の閣議決定「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策」、および朝鮮総督府の「朝鮮人内地移入斡旋要項」によって、いわゆる「官斡旋」による移入が開始される。さらに、昭和19年8月には、国民徴用令の朝鮮人への適用除外を解除する閣議決定によって、翌月から徴用令の適用による動員が開始される²⁾。本稿では、これらの法令に基づいて募集、官斡旋、徴用の用語も適宜用いる。

集団移入によって日本の炭鉱や工場等に配置された朝鮮人労働者が、異常に高い比率で逃亡していた

ことは、周知の事実である。それらは後述するように『特高月報』等の内務省史料によって数量的に把握できるが、企業文書に基づいて個別経営の数値を紹介したのは、田中直樹による研究が早い例であろう。田中の研究は石炭鉱業連合会史料を用いて、地域別、炭鉱別の朝鮮人労働者数のデータを多数紹介するとともに、明治鉱業平山鉱業所の史料「朝鮮人坑夫道別減耗調」(1942年12月現在)を紹介している³⁾。

この史料は移入朝鮮人坑夫を出身道別かつ炭鉱別に示し、減耗(送還・逃走・死亡・其他)、満期退出、現在数、逃走率⁵⁾、減耗率の数値を記載した詳細な

2) 同上参照。なお諸法令、通達等の内容については以下の史料集で確認できる。

朴慶植編『朝鮮問題資料叢書』第1巻、第2巻(アジア問題研究所、1981～1982年)

同編『在日朝鮮人関係資料集成』全5巻(三一書房、1975～1976年)

樋口雄一編『戦時下朝鮮人労働動員基礎資料集』全5巻(緑蔭書房、2000年)

3) 田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』(草風館、1984年)、p.621。同史料を含む原文書「半島人関係雑書類綴」(明治鉱業株式会社平山鉱業所)は九州大学附属図書館付設記録資料館所蔵。なお平山鉱業所の所在は現嘉麻市桂川町。田中に次いで一次史料に基づくデータを提示したのが、西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』(東京大学出版会、1997年)である。同書では逃亡者の多さについて独自の解釈を提示している点で先駆的な研究であるが、後述のように本稿はそれとは見解を異にする。

4) 明治鉱業傘下の鉱業所であり、具体的には明治、赤池、豊国、平山(以上筑豊)、庶路(北海道釧路炭田)、昭和(北海道留萌炭田)、高田(福岡県粕屋郡)、西戸崎(同、現福岡市)の8鉱業所。なお明治鉱業は麻生、貝島とならんで筑豊御三家と称された地場最大手の一つ安川家の経営である。

5) 逃走者数を着山人員数で除したもの。逃走後復帰したものを含まない。

* 福岡市博物館総館長・九州大学名誉教授(韓国研究センター学術共同研究員)

1) 同年7月28日の内務・厚生両次官連名通達「朝鮮人労働者内地移住ニ関スル件」と、それに依拠した朝鮮総督府の9月1日付「朝鮮人労働者募集並渡航取締要綱」に基づく。前者は1934年10月30日閣議決定「朝鮮人移住対策ノ件」が「朝鮮人ノ内地渡航ヲ一層減少スルコト」を企図していた方針を転換するものであった。森田芳夫「在日朝鮮人処遇の推移と現状」(『法務研究報告書』第43集第3号、1955年7月、) p.17 参照。

ものである。実のところ、筆者が最初にこの問題に関心を持ったのは、そこに示された逃走率の多さに驚いたからである。明治鉱業全体の着山人員（累計）8,508人に対して逃走者3,684人、逃走率は43%であった。興味深いのは出身道ごとの数値でも平山が概して高率なことで、特に南北慶尚道についてはそれぞれ80%（146人中117人）、94%（178人中167人）に達している。

これだけの数の逃走者は一体どこへ逃げたのか、その後どのようにして生活したのか。これらの当然生じるはずの疑問に答えてくれる研究者はその頃いなかった。そのような疑問が発せられることもなかったのではないか。その問いに対する、すなわち筆者自身が40年近く前に抱いた疑問に対する回答の試みが、本稿の第一の課題である。福岡県の事例研究という手法は、後述するように福岡県の数的動向が際立っているからであるが、もう一つは先駆的な炭鉱労働史研究者であり、筆者に問題の所在を示してくれた田中氏への敬意を表する意味もある。

彼らはなぜ逃亡するのか、逃亡した後どこへ行ったのか、それはなぜ可能だったのか、新たな就労先はあるのか、それはどこか。誰でも思いつくこのような疑問に対して、管見の限りで説得力のある説明はなされていないように思われる。

逃亡者数のデータは史料によってまちまちだが（統計の問題は後述する）、いま仮に『特高月報』によって1943年12月末現在の数値⁶⁾を見れば、労務動員計画実施（1939年）以降の累計で、福岡県だけで5万人に近い（後掲表2参照）。この膨大な逃亡者はいったいどこへ行ったのか。単純きわまりない問いであり、近年いくつかの見解が出されているが、改めて検討に値すると思われる。

逃亡が可能であるためには、新たな就労先と彼らを受け容れる生活可能な空間（飯場を含む在日コミュニティ）が必要である。また多数の逃亡者が発生する動機としては、最初の就労先への忌避（逃走目的の渡日、賃金、労働環境等への不満）と同時に、少しはましな条件をそなえた（と思われた）別の就労

先の存在や、斡旋するいわゆるブローカーの存在もあったはずである。それらについて検討することは、朝鮮人労働者の戦時動員の実態を明らかにする上で、重要な手がかりを与えるだけでなく、在日朝鮮人の生活誌を考察する上でも大きな主題となるだろう。

それらの問題について、一部の研究ではあるが言及されるようになったのは近年のことである。それには史料的な限界もあっただろうが、同時に、「強制連行」や炭鉱の苛酷な労働・搾取は逃亡を生んで当然という、安易な先入観に拘束されていたためと思われる。逃亡するのは自明であると考えるところからは、彼らは逃亡した後どこへ行くのかという問いは生じにくい⁷⁾。

史料的な限界については、とりわけ逃亡先、就労先について明示的に記載された文献史料はきわめて限定的だと思われる。しかし逆に言えば、史料的な限界は歴史研究の常態でもある。ここ20～30年の関係資料の活字化にはおびただしいものがあるが、それらは「強制連行」「強制動員」とうたっていても、要するに朝鮮人の戦時動員に関する全般的な資料である場合がほとんどである。そのような膨大な資料の活字化に対応して、新たな視点に基づく研究が増えているかといえば、残念ながらそんなことはない。

要するに、史料的には新たな視点に基づくアプローチが必要なのである。それは通常の歴史研究で普通に要求されることであるが、本稿の視点からすると、そもそも既存の活字になった史料がまともに読まれているのかという疑問を感じざるを得ない。その意

7) 例えば朴慶植編『朝鮮問題資料叢書』第1巻（1982年）の編者による解説は以下のように述べる。すなわち、「強制連行された朝鮮人労働者」は各種の訓練で「徹底的にしごかれ」、「過酷な労働条件、暴力的労務管理によって強制労働が強いられた。そのため労務上の事故や労務監督らの暴力行為などで多くの死傷者をだしている。このような強制労働に耐えかねて逃走者が続出したが、さらには企業当局・労務監督らに対する抗議のサボ、ストが頻発した。それはしばしば暴動的性格を帯びざるを得なかった。しかしそれは直ちに警察・軍隊によって弾圧を受け、その中心人物は検挙され、朝鮮への強制送還の上処罰された。」

実際には後に検討するように、「暴力的」な労務管理などというものは陸軍からも批判の対象だったのであり、逆に朝鮮人労働者の労務担当者に対する暴力行為もひんばんに報告されている。

6) 『特高月報』昭和19年2月号

味で、本稿は既知の史料と先行研究の中に手がかりを求めた試論である。十全の解答ではないかもしれないが、この程度のことも考えていないのかという先行研究への不満の表明でもある。

1 移住朝鮮人労働者の逃走＝再移動の状況

問題を検討するに先立って、利用できる移入朝鮮人の数値データとその問題点について整理しておく必要がある。日本に渡航した朝鮮人の利用できる人口統計はいくつかあるが、周知のようにそれぞれが問題を含んでおり、とりわけ本稿が主として依拠せざるを得ない内務省警保局『特高月報』の数値は整合性に欠けるところがあるからである。

これまでの朝鮮人労働者の人口を扱った文献の中で第一にあげるべきは、我々への大いなる遺産であり研究の原点とも言うべき森田芳夫の諸業績である。主要なものとして①「在日朝鮮人処遇の推移と現状」（註1参照）、②「数字からみた在日朝鮮人」（『外務省調査月報』1-9、1960年12月）、③「戦前における在日朝鮮人の人口統計」（『朝鮮学報』48、1968年7月）、④「戦後における在日朝鮮人の人口現象」（『朝鮮学報』47、1968年5月）があり、②～④は『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』（明石書店、1996）にまとめられている（読者は同書編者の卓見に感謝すべきだろう）。

その後の研究においても、森田の水準を超えるものは示されていない。それにもかかわらず、間違いに基づくいい加減な数字が横行し、それによって「強制連行」を論じるという嘆かわしい事態が続いた。そのような状況を厳しく批判し、改めて人口統計の史料批判を行ったのが金英達である⁸⁾。金は渡航者数が累計か単年度か、年度集計か年末集計かといった単純な認識すら欠いたまま『特高月報』の数値を利用して「強制連行」を論じる議論（その中には朴慶植も含まれる）を厳しく批判しつつ、数値の信頼

性に関する基本的な整理を行っている。

それとは別に、森田を継承しつつ、これまでの見方の盲点を突いて数字の新たな意味づけを行ったのが西岡力の最近の研究である⁹⁾。西岡は次のように正当かつ重要な指摘を行っている。すなわち、森田芳夫の推定によれば、1945年8月終戦時の在日朝鮮人人口は200万人前後であった¹⁰⁾。動員労務者のうち帰還者、他への移動者を除いて終戦時に動員現場にいた者は322,890人とされる¹¹⁾。これに内地にいた朝鮮人の軍人・軍属を加えると435,608人となる。これは200万人前後と推定される在日朝鮮人人口の約22%に過ぎない。つまり8割近くは戦時動員以外に、おそらくは自らの意志で日本に住んでいたことになる¹²⁾。

在日朝鮮人人口の多くが戦時動員によると考える短絡的な発想は、逆に在日朝鮮人社会の形成史から歴史的奥行きを取り去ってしまうことになるだろう¹³⁾。戦前における渡日朝鮮人の社会史という全体的な視点から見れば、戦時動員への過度の注目は従来の研究の問題点の一つである。その結果、さまざまな事柄が見逃されたり無視されたりしているので

9) 西岡力「統計から見た朝鮮人戦時労働の実態」（西岡力編『朝鮮人戦時労働の実態』一般財団法人産業遺産国民会議、2021年）。「朝鮮人強制連行プロバガンダ」（西岡による同書総論）という表題を見ただけで拒否反応を起こす人もいるかもしれないが、同書に収められた論考はいずれも実証研究として良心的なものである。広く論議されて然るべき書物と考えるが、不思議なことに同書は一般書店で扱われていない。代表的なWebサイトを見ても、Amazonと紀伊國屋書店はノーヒット、ジュンク堂では書名は表示されるが取り扱いできない旨のメッセージが表示される（2022年2月10日現在）。いかなる事情によるものだろうか。

10) 内務省統計による1944年の年末人口が1,936,843人、それに内地空襲の激化による帰還者、自然増、軍人数などを勘案した増減を見込んだ推定値である。

11) 森田芳夫「戦前における在日朝鮮人の人口統計」（『朝鮮学報』48、1968年7月）。数字の根拠は厚生省「大東亜戦争下における勤労状況」。

12) 西岡「統計から見た戦時労働の実態」pp.20-21。

13) 言うまでもないことだが、日本に渡航し住み着いた朝鮮人の生活と労働は多岐にわたっている。森田芳夫（註1掲出論文）は大阪市社会部労働課「朝鮮人労働者の近況」（1933年）を引きながら、大阪市内の風呂屋の三助、下足番3,568人中1,235人が朝鮮人と推定されることを紹介している（1931年9月段階）。その全体像に近づこうとすれば、このようなディテールに反応する感覚が求められるだろう。

8) 飛田雄一・金英達・高柳俊男・外村大「朝鮮人戦時動員に関する基礎研究」（『青丘学術論集』4、1994年3月）の第2章「統計数字の分析と整理」（無署名だが「おわりに」の執筆分担によれば金英達の執筆）。

【表1】労務動員計画実施以降の朝鮮人移住労働者数（『特高月報』による福岡県累計数）

	募集承認数	移住者数	逃走者数		氏名詐称者	送還者	
			逃走者	同発見		病気	不良其の他
昭和14年12月（全国）	38,959	19,135	429	56	121	87	49
（福岡県）	8,110	5,823	135	18	—	—	—

*昭和14年12月末現在
**昭和14年11・12月号（昭和15年1月20日発行）に掲載

	募集承認数	移住者数	逃走者数		送還者計
			逃走者	同発見	
昭和15年12月（全国）	109,053	81,119	17,911	3,089	5,262
（福岡県）	27,770	21,834	6,916	645	1,048
昭和16年12月（全国）	184,773	126,092	43,031	6,956	12,931
（福岡県）	53,604	36,092	18,479	1,874	3,169

*昭和15年12月号（16年1月20日発行）、昭和16年12月号（昭和17年1月20日発行）に掲載
**逃走原因、送還者の細目は省略
***項目の変更は昭和15年4月号からである（上記表には年末分のみ掲げた）

はないか。それが主目的であるかどうかは別にして、西岡の指摘はそのような動向への戒めにもなるだろう。

ところで、上に見た金英達（キム・ヨンダ）の統計批判は、項目が変動すること、府県データの歯抜けがあること、数字の誤植が多いこと、「募集」の各年末の数値が開始からの累計値であるにもかかわらず、昭和18年の移入者数が17年のそれより少ないことなど、『特高月報』の数値にはさまざまな問題があることを指摘している。実際に少し丁寧に読んだものなら誰でも経験することだが、合計数値が一致しなかったり、同一数字の誤掲載などには悩まされる。しかし本稿の主題については、限界を認めつつ『特高月報』の数値を利用することにしたい。逃走者数を継続的に追える資料は他にないし、誤記の可能性に注意しながら扱えば、後述のように問題発見の重要な手がかりとなるからである。なお周知のように、『特高月報』の号数は○月号ではなく○月分と表記されている。しかしそれではデータの対象月との区別がつきにくく、ややこしい。たとえば6月分のデータが7月分（号数）に掲載されたり、12月分のデータが翌年2月分に掲載されるといったことはしばしば生じているのである。そこで本稿に限り、書誌的な問題には目を瞑って、号数は○月号と表記し、当該データの挙示には○月分と表記するのでご注意いただきたい。

はじめに、朝鮮人労働者の移住と逃走の状況について、福岡県に関する数値を確認しておきたい。

まず『特高月報』の数値について見る。『特高月報』

は昭和14年11・12月号から募集による朝鮮人移住労働者に関する調査表を掲載しはじめる。これは道府県別の集計で、逃走者、発見者数を含むものである。言うまでもなく、同年の労務動員計画に基づく朝鮮人労働者の内地移住政策に伴う調査結果である（表1参照¹⁴⁾）。それまでは「朝鮮人の内地出入状況調」が掲載されていたが、単純に「内地渡来者」と「内地出発者」の数値が掲げられるのみであった。

14年11・12月号における表タイトルは「募集に依る移住朝鮮人労働者に関する調査票」、15年1月号からは「移住並紛争議発生状況」となり、移住状況の項目名は変わらないが紛争議状況が加わる。さらに15年4月号からは「移住状況」と「紛争議の状況」が別表となり、移住状況については家族有無、家族呼寄数、国語の解否、逃走者（逃走者数、同上発見数に加え、「逃走原因」という項目下に、計画的に渡航したるもの、都会生活に憧れたるもの、煽動誘惑、坑内作業に恐怖、待遇其他不満、転職、其他の細目を設けている）、送還者（細目として不良、病気、

14)『特高月報』は昭和14年11・12月号から昭和16年12月号までの各号で、移住朝鮮人について募集承認数、移住者数、逃走者数、発見者数の各項目について、道府県ごとの数値を掲載している。ただし前月と同数が掲載されていることがあり、「調査漏れにより」と断ってある場合とそうでない場合がある。昭和17年1月から3月の数値については同年4月号にまとめて掲載されているが、項目名が変更されている。その後は数値データの掲載がない号が多く、結局のところ官斡旋以後で数値が確認できるのは表2に掲げたものが全てである。

【表2】官斡旋以後の朝鮮人移住労働者数（『特高月報』による福岡県累計数）

募集承認数		移住者 数 A	他府県 より転入 B	減耗数						他府県 へ転出 D	現在員 E
				逃走者			期間滿了 帰鮮	其他	計 C		
				所在不明	発見送還	不良送還					
昭和 17 年 6 月（募）	55,286	42,073	80	23,581	802	1,413	3,920	3,154	32,870	300	8,983 (3,377)
同（幹）	11,500	11,115	－	2,514	13	20		272	2,819	－	8,296 (120)
昭和 17 年 12 月（募）	55,286	42,072 42,073	80	25,888	811	1,432	4,313	3,595	36,039 36,040	300	5,813 (3,377)
同（幹）	34,620	31,561	－	9,635	44	127		1,247	11,053 11,050	－	20,508 (1,210)
昭和 18 年 6 月（募）	54,514	42,004	130	22,520	811	1,439	5,757	4,779	35,306	302	6,526 (3,532)
同（幹）	58,630	51,310	236	18,355	59	194		2,982	21,590	－	29,956 (2,254)
昭和 18 年 12 月（募）	54,514	45,734 42,004	284	23,051	780	1,453	6,219	8,631	40,134	302 －	5,585 (3,733)
同（幹）	76,170	70,757 67,218	269	26,668	69	352		5,054	32,143		38,883 (3,541)

* 現在員の（ ）内は逃走後発見現場復帰者

** 17年6月の数値は『特高月報』同年7月号、12月は18年1月号、18年6月は同年9月号、12月は19年2月号に掲載

*** 誤記と思われる数字は正し、元の数字を斜体で残した。修正の根拠は以下の通り。まず「減耗数」の各項の合計を再計算し、Cと異なる場合は修正する。次にC + D + E - Bの値がAと異なる場合Aを修正する。募集承認数の数値は各年6月と12月で同一であり、かつ18年6月の募集移住者数が17年12月より減少している。累計値としてはあり得ないが、そのままにした。

其他)に項目数が増える。「逃走原因」の各項目の合計は逃走者数と一致する。しかし各月の数字が動員開始以来の累計数であるとする、それ以前の逃走者の「逃走原因」はどのようにカウントしたのだろうか。それ以前も調査はしたが一覧表には掲げなかったのかもしれないが、不思議な数字である。

昭和14年12月末の数値を見ると、福岡県については募集承認数8,110人、移住者数5,823人、逃走者135人、発見者18人である。移住者数は北海道(7,053人)に次いで第2位、未だ逃走者は少ないが人数は福岡県が最多である(北海道は67人)。また「発見」される逃走者の数は当初から少なかったことがわかる。

官斡旋による移住政策が開始される直前の昭和16年12月までの福岡県の累計移住者数は、36,092人(全国126,092人)、うち逃走者は18,479人(同43,031人)、発見者1,874人(同6,956人)である。全国の移住者数に占める福岡県の割合は28.6%に達する。このとき北海道は累計移住者数33,155人、逃走者5,534人(再計算で誤記修正)、発見者1,304人であった。すでに移住者数でも福岡県は最多となっている。

一見して明らかな福岡県の特徴は、逃走者の数が群を抜いて多いこと、逃走者が発見される比率が極

めて低いことである。福岡県において逃走者が移住者中に占める割合は51.2%(全国34.1%)に達し、逃走者中の発見者の割合は10.1%(同16.2%)に過ぎない。この傾向は官斡旋開始後も変わらない。

いわゆる官斡旋開始後は数値が募集と斡旋に分けて記載され、統計上の項目名が変更されている(表2参照)。その結果、同一項目の数値の変化を継続して追跡することがやや面倒になる。たとえば昭和16年12月末現在の送還者は3,169人であるが、17年6月末の数値は、発見送還と不良送還を合わせても2,215人で連続性がない(累計であるのに減っている)。いずれにしても特高関係の数値は、多い・少ない、きわめて多い・きわめて少ないといった大づかみな特徴を、それがどの程度かも含めて経時的に確認できることをもって良しとするほかないだろう。

『特高月報』の最終データである昭和18年12月分(昭和19年2月号に掲載)の数値でも、上記の傾向に大きな変化はない(表2参照)。すなわち「募集」によるものでは、移住者中の逃走者の比率は募集で55.3%、斡旋で38.3%、発見された者(発見送還+不良送還)の逃走者に占める割合は募集で8.8%、斡旋では1.5%であり、逃走者が発見される確立は

【表3】「労務動員計画二依ル移入労務者事業場別調査票」（福岡県、昭和19年1月末現在）

事業別	移住者数	逃走者数	不良送置者数	其の他 帰鮮者数	現在員数	備考		
						死亡	発見再就労	既往労務者
石炭山	105,784	54,244	1,755	12,226	43,880	688	7,009	4,127
工 場	3,477	1,681	38	158	1,812	8	220	1,556
土 建	3,630	2,389	28	827	549	14	172	2,937
金属山	170	157	8	17	13	1	26	12
総 計	113,061	58,471	1,824	13,228	46,254	711	7,427	8,632

*出典は註15参照
**事業所名と事業所ごとの細目は省略した。事業所数は石炭山55、工場15、土建5、金属山4である。
***計算ミスと思われる原史料の数字は斜体で残した。

さらに低くなっている。興味深いのは、常識的には「強制」性がより強いはずの「斡旋」によるものの方が、逃走率が低いことである。

これらとは別に、福岡県の特高課による昭和19年1月末現在の調査がある¹⁵⁾。これは県内の事業所別に移入者数、逃走者数、現在員数などを記したもののだが、事業所名を省略して産業分野別にまとめたのが表3である。総計で見ると、移住者数累計は113,061人となっており、表2の116,494人（募集＋斡旋）とかけ離れてはいない。この表で驚くべきことは、炭鉱の占める割合が異様と言ってもよい高さであることだ。炭鉱の移入者数105,784人が全体に占める割合は実に93.6%に及んでいる。炭鉱における逃走者数の比率は51.3%であり、これは上に見た『特高月報』のデータと整合する。

以上のような傾向は、企業側の史料によっても確認できる¹⁶⁾。そして逃走者の多さとともに我々の注目を引くのは、彼らが発見される割合が異様に低い（ように見える）ことである。彼等はなぜ見つからないのか。これが本稿の第二の課題である。日本語もおぼつかない、地理にも不案内な多数の朝鮮人が、炭坑の労務と警察が血眼で追っても発見出来ないなどということがあろうのだろうか。実はこの問題は、先に述べた本稿の第一の課題、すなわち逃亡した朝鮮人はどこへ行くのかという問題と表裏の関係にある。

発見者数が少ないということは、多くの場合、逃亡は「成功」していることになる。しかも労働力動員が逼迫するにしたがって、より発見率は低率になる。なぜこれだけ高い確率で逃亡は「成功」したのか。この問題は、逃げ切ることが可能であった条件とともに、「発見」の意味からも、すなわち統計項目の意味を吟味することからも検討される必要がある。その点については後に述べるとして、さしあたり逃亡を「成功」させた条件から検討してみよう。

2 逃走と朝鮮人コミュニティ

逃亡したきわめて多数の朝鮮人労働者の生活が成立し得たことから、彼等を収容する在日朝鮮人コミュニティの存在を想像することは容易である。

たとえば田中に次いで比較的早く逃亡のデータを提供した西成田豊は、各種逃亡率の分析から、逃亡を可能とした在日朝鮮人コミュニティを推測する。西成田によれば、逃亡率は出身道によってかなり異なっており、そのことは「既往在日朝鮮人による逃亡の仲介、あるいは既往在日朝鮮人の縁故をたどった逃亡が相当広範囲に展開されていたことを推測させる」のであり、「そこには逃亡を手助けする在日朝鮮人の「世界」が頑強に存在していたことを窺わせる」という。本稿と同様に、西成田もまた「逃亡の圧倒的多数が成功した事実」に着目しつつ、逃亡は「強制連行そのものへの抵抗」であるという。西成田によれば逃亡は労働争議と同様に、「積極的抵抗」の一つの形態として「再規定」されるべきなのである¹⁷⁾。

このような西成田の見解は、次のような樋口雄一

15)「労務動員計画二依ル移入労務者事業場別調査票」（謄写版、特別高等課「移入半島人労務者二関スル調査票」昭和19年3月に綴込み）、山田昭次編『朝鮮人強制動員関係資料2』（緑蔭書房、2012年）収録。
16) 田中前掲書および西成田前掲書。

の主張とも通ずるところがある。すなわち、「強制連行労働者と一般在住朝鮮人は厳しく分断され、接触できないような状況におかれていたが、逃亡者はそれをつなぐ大きなパイプの役割をはたしており、全体としては強制連行労働者を含めた在日朝鮮人社会を形成していたといえよう」¹⁷⁾、と。しかしこれは奇妙な議論である。逃亡者が、「厳しく分断」された一般在住朝鮮人と「強制連行労働者」をつなぐ大きなパイプであるなら、そもそも分断は成立しなかったことにならないか。また西成田が言うように「圧倒的多数が成功」した逃亡者は、その後どのようにして生計を立てたのか。彼らが従事したのもまた、戦時体制を支える労働だったのではないのか。だとしたら、それが「積極的抵抗」であるというのには理解しがたい解釈である。

逃亡であるから消極的行為だと考える必要はもちろんない。しかしながら逃亡の「成功」はもう少し広い含意を含むように思われる。逃亡を可能とした条件は、同胞の紐帯だけであったらうか。

逃走した朝鮮人労働者を受け入れたのは、どのようなコミュニティだったのか。この問題はただちに、本稿の問いに対する解答のすぐ近くに我々を導く。

たとえば山田昭次は、逃走者の大部分が逃走に成功したことを指摘して、次のように述べる。すなわち、「長く日本に住み、日本の社会事情に通じている在日朝鮮人の手引きによって朝鮮人の親方が経営する飯場に逃げこんだ場合が多いだろう。」¹⁸⁾、と。山田はそれ以上に論述を進めていないが、この推測は、後述する本稿の検討に適合する。ただし「手引き」した「在日朝鮮人」や飯場を経営する「朝鮮人の親方」のあり方は多様であっただろう。先に見た西成田の議論に対する疑問と同様のことが、山田にも指摘できる。史料の数字が語っているのは、要するに労働力市場における労働者の移動ではないのか。

そのことを考える上で、戸塚秀夫によって紹介さ

れた朴麟植の個人史は示唆的である。朴麟植へのインタビューと朴から提供された自筆原稿によって、戸塚秀夫が構成した内容を見てみよう²⁰⁾。

朴麟植（宮本武男）は叔父朴漢圭を頼って昭和11年に渡日し、はじめ兵庫県の西宮中学に入学、18年に酒田市に転出する朴漢圭（宮本陽一）にしたがって、同年3月に酒田中学に転校。卒業後は叔父が経営する宮本組で働く（戸塚は総務的な秘書役と推定している）。宮本組は秋田県湯ノ又温泉で、陸軍秋田連隊に収めるブナ材切り出し・搬送のための道路建設に従事した。後述する分析との関連で、道路建設（当時の分類で土建業）に従事したこと、軍関連の現場であったことに留意しておきたい。

本稿の観点からは以下の点が注目に値する。すなわち、朴によれば秋田県が軍との関係を仲介したこと、雇用していた労働者（はじめ北海道から移住した朝鮮人飯場頭夫妻を含め40名）は、協和会手帳の不所持者が90パーセントを占めたこと、宮本組は軍および地方自治体の直接監督による直接請負で、中間のピンハネはなく、労働者の賃金は優遇されたこと、秋田県庁の指示で指定精米所で白米にし、「何時も白米の真っ白なご飯が食べられた」こと、などが指摘されている。戸塚論文のタイトルの「別天地」は、これらの事情をさすものである。もっぱら作業の進捗を重視していた軍や県は、労働者の待遇について配慮する態度であり、配給は全部白米で雑穀はなく、賃金はむしろ高かったという。

ここには検討すべきさまざまな興味深い問題が示唆されている。先に見た樋口や西成田の見解は、朝鮮人労働者の逃亡を、消極的な抵抗でも絶望的な反乱でもなく、特筆すべき抵抗として、在日朝鮮人の民族的アイデンティティ形成史の中に位置づけようとするものであった。戸塚もそうした視点を継承しつつ、宮本組の経営を、「細心の注意と計画性」をもって創造された「別天地」だったのではないかとしている。

しかしそれは、〈支配と抵抗〉史観の変形的な継承ではないのか。90%が協和会手帳不所持であるこ

17) 以上、西成田前掲書 pp.295-297

18) 樋口雄一『協和会 戦時下朝鮮人統制組織の研究』（社会評論社、1986年）pp.186-187

19) 山田「解説」（山田昭次編『朝鮮人強制動員関係資料1』緑蔭書房、2012年）p. v

20) 戸塚秀夫「覚書：戦時労働動員体制化の『別天地』」（『大原社会問題研究所雑誌』638、2011年12月）

【表4】「協和会員章無所持者措置状況」（『特高月報』昭和17年10月号に掲載）

	調査 人員	無所持 者	逃走者				不正渡航			其他			照会中
			職場 引渡	送還	現職場 就労	計	送還	現職場 就労	計	送還	現職場 就労	計	
全国	643,416	68,468	2,832	526	2,740	6,098	1,007	7,019	8,026	188	45,493	45,681	8,663
福岡県	33,800	15,338	1,397	41	1,575	3,013	258	4,050	4,308	16	6,959	6,975	1,042

*調査は昭和17年8月15日より全国一斉に2ヶ月間実施。福岡県については8月20日～26日に実施。
**現職場就労は原史料ではいずれも「現職場ニ就労セシメ会員証ヲ交付シタルモノ」とある。

とは、果たして宮本組の「細心の注意と計画性」によって、県や陸軍当局の知るところとはならなかったのだろうか。賃銀の優遇や米の特配は、宮本組の現場でのみ特例的に実現したのか。

「別天地」という理解は、戦時労働動員というシステム全体の中で生じたことを逆に見えにくくするのではないか。特別な主体による創造的な「別天地」でなくても、朝鮮人労働者は賃金や労働条件のましなところに移動しようとしたのであり、それを可能にする「ブローカー」が存在し、後述するように内務省の現状追認的な政策運用があった。そして本稿が注目するのは、このような宮本組の運営形態は、そのような内務省の現状追認的な政策運用に適合的であったと思われることである。問題はあくまでもそれら全体の複雑な力学の中でとらえられるべきなのである。

3 労働者の再移動と定着のシステム

ふたたび逃亡労働者が「発見」されにくかったという問題に戻してみよう。警察と炭坑の労務が一体となって追及したにもかかわらず（そのような一体性があったとして）、逃走者は本当にこれだけしか発見されなかったのだろうか。実は逃走者の発見は簡単だったはずである。朝鮮人労働者は協和会への加入を強制され、協和会員章の所持が義務づけられていたからである。実際に内務省は、1942年8月に全国一斉に朝鮮人労働者に対する調査を実施している（表4参照）。この表の数値は、例によって推測を交えなければ理解できない部分もあるが、きわめて興味深いものである。

第一に、これまでに見た諸表にも現れているように、福岡県は全国的に見て、協和会員章無所持者（す

なわち発見された者に他ならない！）が群を抜いて多い。当然ながら逃走者数、不正渡航も多い。無所持者で福岡県の15,338人に次いで多いのは警視庁管内の11,225人、第3位の大阪ですら5,255人である。逃走者に至っては、第2位の長崎県は345人にすぎない。興味深いのは大阪で、113人にとどまっている（11位）。不正渡航の第2位は長崎県で1,099人だから、これも福岡県の四分の一である。「其他」の項も警視庁管内の7,722人に次いで多い。第3位は大阪の4,940人である。

第二に、逃走者、不正渡航、其他の区分はどのようになされたのだろうか。送出元の原簿と付き合わせれば一定の正確性は担保されるだろうが、数万人を対象にそんな面倒なことが可能だったのか。初期の調査に偽名詐称の項目があったように、そもそも原簿の正確性も問題である。調査時の聴き取り調査によるのなら、通訳を務めたであろうエージェントや現職場の雇傭主、日本語ができる仲間の労働者などの言い逃れの虚言もあっただろう。それら不確かな要素があることを念頭に、一応調査項目の区分を前提に考えると、不正渡航と其他は動員による渡航ではないことになる。しかもその方がはるかに多いのであり、これは1章でふれた西岡の主張と一致する。

第三に、本稿の観点から最も興味深いのは、未所持者に対する処置である。逃走者、不正渡航、其他のどの項目についても現職場就労が最も多い。そして表4に註記したように、現職場就労者には協和会会員章が交付されるのである。逃走者の場合、「職場引渡」が逃走元の職場に復帰させることであり、「現職場」とは逃走先の職場であろう。発見された逃走者の多くは、現職場での就労が認められるのである。これが逃走の「成功」の実態である。

一斉調査以前の対応も、これらと類似したもので

あったのではないか。会員章未所持者の15,338人とは、要するにこれだけの逃走者、不正渡航、其他が「発見」されていることを示すものに他ならない。諸統計で発見率が低く見えるのは、「発見者」の項に掲げられているのが、最終的な送還者のみであるためではないかと思われる。発見されないように見えるのは、統計上のカラクリであった。

そのことは、内務省の移動防止策とその運用によるものと考えられる。内務省は一方では協和会員章を所持しない者は不正渡航者もしくは逃走者なので、「絶対ニ」雇用しないよう事業主に徹底させるとしながら、他方では次のような現状追認の手法をとっていたのである。昭和17年7月27日付の警視総監ならびに各地方長官にあてた内務省警保局長名の通達「朝鮮人ノ移動防止ニ関スル件」²¹⁾がそれであり、そもそも全国一斉調査はこの通達に基づいて行われたものである。

これはまことに不思議な文書である。その趣旨はいうまでもなく「逃走防止」であり、そのために「朝鮮人労働者ハ全部協和会ニ加入セシムル方針ノ徹底」を期するとともに、「協和会員章ヲ所持セザル者ハ不正渡航者若クハ移入労働者ニシテ逃走セル者ナルヲ以テ絶対ニ雇傭セザル様事業主ニ徹底セシムルコト」としている。そして不所持者を雇傭した場合は当該朝鮮人を送還するほか、「適当ノ措置」を講ずるとしながら、同時に各府県は調査開始の8月15日以前に全事業主に、「協和会員章ヲ所持セザル者ハ絶対ニ雇傭セザル様厳達」せよと達している。これでは、逃走者や不正渡航者を抱える雇傭主が事前に何らかの対応を考慮する猶予を与えるようなものではないか。

もっと不思議なのは、協和会員章不所持者への措置である。「協和会員章ヲ交付スベキ者ニシテ未交付ノ者ニ対シテハ直チニ之ヲ交付ス」という一条は、何のための一斉調査かという疑問すら抱かせる。要

するに未所持者には「直チニ」交付するのである。不正渡航や逃走の場合でも時間が経てば会員証がもらえると誤解させるなどという但し書きなど、ほとんどお笑いぐさに等しい。

逃走者に対する措置はどうか。もちろん「従前ノ事業場ニ引渡ス」ことが原則だが、なぜか「成ル可ク」という曖昧な前提がついている。そして逃走者であっても「従前ノ事業場ニ引渡スコト困難ナ事情」がある場合や、不正渡航者でも「長年月ヲ経過」して「現在ノ労働ニ従事セシムルモ弊害ナシト認メラル、者」は、今回に限り「其ノ労働ニ従事セシメ協和会員章ヲ交付スルモ」差し支えなしとしている。

この通達が意味するところは、逃走防止を看板に掲げながら、明らかに「逃走者」や「不正渡航者」がさまざまな職場に就労している現状の追認である。これは協和会への強制加入と手帳所持の義務化という統制手法が、労働力統制としては破綻していたことを物語るものである。この史料は最初に朴慶植によって紹介されて以降、いくつかの研究書や資料集に再掲載されている。それにもかかわらず、なぜかその内容は全く読まれていないのである。

上記の内務省の現実主義的な手法は、リンチまがいの制裁と一体となった（そのような事例もあっただろうが）逃走者のイメージを、修正する必要性を示唆しているのではないか。その点を、さらに逃走した労働者の行き先という観点から検討してみたい。実のところ、その手がかりも既刊の史料の中に提示されているのである。

上に引いた内務省史料中には、福岡県協和会の調査による、「事業所側ノ申告セル朝鮮人移入労働者移動防止対策」（昭和18年12月）という文書が含まれている²²⁾。激しい移動（逃走）に手を焼いていた、炭鉱をはじめとする労働担当者の、不満と焦燥がうかがえる内容である。その中で、「外部的特別防止対策」として掲げられているのは、次のような内容である（カッコ内は発言者の事業所名）。

21) 内務省警保局『協和事業関係書類』（朴慶植「日帝時期における『協和会』について——在日朝鮮人支配の内務・厚生外郭団体——」『季刊 現代史』5、1974年）。後に朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 4 1938年～1942年』（三一書房、1976年）に再録。以下本文中の引用は後者 pp.28-30による。

22) 同前、朴編『在日朝鮮人関係資料集成 5 1943年～1945年』（三一書房、1976年）に再録。田中前掲書にも引用されている。

(一) 悪質ブローカーノ徹底的取締

- 1、ブローカーヲ嚴重処罰スルト共ニ之ニヨツテ雇用シタル事業主ノ事業ヲ中止セシムベシ（三井三池、日鉄二瀬、三井山野、若松造船、麻生鉱業宝珠山、日鉄八幡）

(一) 土建方面ヲ取締ルベシ

- 1、土建及日雇労務者ノ賃金取締（三井三池、日鉄八幡、日鉄門司各営業所、黒崎窯業、小倉炭坑）
- 2、軍関係及土建方面ノ違反ヲ取締ルベシ（麻生鉱業）

移動（逃走）にかかわるブローカーの存在と、彼らを介した移動先として「土建方面」「軍関係及土建方面」の違反行為が指摘されており、それらは炭鉱や製鉄所より高賃金であったであろうことが示唆されている。先に見た朴麟植の場合、炭鉱からの移動者ではないが、まさに「軍関係及土建方面」である。宮本組に北海道から来た労働者は、あるいは炭鉱経験者であったかもしれない。

このような状況は官憲史料によっても裏付けられる。『特高月報』昭和19年10月号は、「ブロック別逃走移入朝鮮人労務者の一斉取締状況」の東北ブロックの項で、次のように指摘している²³⁾。

「逃走経緯其の他を検討するに逃走者を出せる事業場は石炭山が首位にして585名（発見逃走者総数に対する割合53%）、次で土建関係事業場より393名（同36%）、金属山は75名（同6%）にして、之が逃走先は土建事業場（軍関係3名を含む）に703名（同64%）、石炭山108名（同9%）、航空機関係53名（同4%）、農業50名（同4%）の順位を示し、逃走者は殆んど土建方面へ集中する傾向あり。」（便宜のため漢数字を算用数字に改めた）

なお詳細な実証を要するが、異様とも見える逃走率の背後には、逃走する労働者を吸収する市場があったのである。先に見た宮本組の事例は、全国的な労働力市場の実態を反映したものと考えることが可能である。興味深いことに、次にみるような炭鉱の労務管理書の言説は、逆説的に事態の一面を物語って

23) 九州ブロックについては掲載号と思われる同年5月号が複製版欠号（原本未発見？）のため不明。

いる。

石炭統制会九州支部発行の『炭山に於ける半島人の勤労管理』²⁴⁾（昭和20年5月）は、賃銀が安いから逃走者が多いという説を批判している。賃銀原因説は、逃走者の「行く先は土工工事であるといふ。然らば土工事は炭山に較べて有利であるか」と問いかけ、次のような計算で反論する。すなわち、土工は稼働日数が少ない。1日15円で20日働いて300円となる。かりに炭山が200円として、100円の差額は実はマイナスのなのだという。何故なら、「逃走者の生活は労務手帳もなく物資配給帳もない。すべて闇で賄はねばならぬ」からである²⁵⁾。これはもちろん炭鉱労働を擁護し炭鉱に引き留めるための発言であり、そのまま受け入れることは出来ない。前出の宮本組のような場合を想定すると、労働者個人が「全て闇で賄はねばならぬ」はずはないからである。しかし計算の当否は別として、高賃金で「土工工事」に流れるというのが、かなり流布した言説であったのは確かだろう。

もちろん、炭坑の労務担当者や協和会の史料に依拠して、炭鉱から土木へとあたかも一方通行のように移動する朝鮮人労働者像を描くのは間違いである。『特高月報』の記述が語るように、移動はどの業種からどの業種へもあり得た。土建業から炭鉱への労働力移動もあり得たし、何よりも土建業における個々の現場の吸引力は持続的なものではなかった。戦争が続く限り石炭増産のかけ声が途絶えることはないが、道路工事は一つの現場が完了すれば終わりであり、労働者は移動しなければならない²⁶⁾。

24) 朴慶植編『朝鮮問題資料叢書1 戦時強制連行・労務管理政策1』（アジア問題研究所、1982年）所収

25) 『炭山に於ける半島人の勤労管理』p.214。同書は謄写版印刷、本文257頁の大著である。

26) このことは、土建業に関連する労働が在日社会の形成に果たした歴史的役割に注目すべきことを示唆している。何よりも戦時動員以前にも、大正期以降の日本には国家的土木プロジェクトが途絶えることがなかった。一つは関東大震災後の震災復興事業であり、もう一つは恐慌期の救農土木事業である。そのすそ野は広かった。同時に、それらに関わる労働者は移動する（せざるを得ない）労働者であり、そのことが在日社会のネットワークに影響していた可能性がある。興味深い主題であるが、別稿を期したい。

4 労務管理言説と実態

これまでに見てきた逃走する朝鮮人の実態から、とりわけ炭鉱において、その対策が最大の労働問題であったことは言うまでもない。炭鉱の労務担当者に限らず、朝鮮人の戦時動員にかかわるすべての議論が、逃亡問題を最重要視していた。そこで魔法の言葉のように飛び交っていたのが「労務管理」である。我々にとって興味深いのは、「監視」を中心とする逃走防止の「対策」がほとんど実効性をもたないことを担当者自身が認識していたことが、さまざまな労務管理言説を通してうかがえることである。

先に引いた『炭山に於ける半島人の勤労管理』には、その著者²⁷⁾が炭鉱の労務担当者と交わした次のような興味深いやりとりが紹介されている。すなわち、監視所を置いて昼夜交替で出入を監視するという労務担当者に、著者は次のように問いかける。「どうです。監視しても逃げませう」。これに対する担当者の答えは、「いくら監視しても逃げるものは逃げます。〔中略〕してもしなくても同じやうに逃げるのですから、監視は無駄ですね。上の命令だからやつてゐますが、止めた方がいいと思ひます」。それに対して著者は、「この答が私は正しいと思ふ」と感想を述べている²⁸⁾。

「朝鮮人に対する理解は、その文化に対する理解から始まるべきである」とする著者は、朝鮮の歴史や文化の理解に多くのページを割いており、いかにも〈柔らかい〉労務管理思想の持ち主に見える。思想の持ち主は自信满满だが、管理される側に響かなかったことは、これまでに見た事実が示しているだろう。

しかし同時に、それを炭鉱労働の専門家でもない人物による空論とみなすことも正当な理解ではない。

27) 石炭統制会九州支部勤労部長小山田昌勝の序文によれば、著者大内規夫は10年の在朝鮮経験を持ち、「現在福岡市内の某大銀行の幹部職員として奉職している傍ら、日本文学報国会々員として活躍」している人物である。興味深いのは、著者が「〔朝鮮における〕昭和十九年度よりの徴兵制、二十一年度よりの義務教育制の実施は、十年間に青壮年の思想習慣を一変してしまふはずである」と述べ、現状を「その過渡期としての悩み」と位置づけていることである（〔 〕内は引用者）。

28) 『炭山に於ける半島人の勤労管理』p.237

なぜなら、他ならぬ石炭統制会九州支部勤労部長が、多くの朝鮮人労務管理書が「現場で日夜具体的な問題に悩んでゐる直接の担当者には、それほど参考にならない」とする立場から、著者の思想を絶賛し、「熱望に応へて出現した優秀なる指導書」として刊行の労をとっているからである（同書「序」）。

このことに見られるように、労務管理にとどまらず、朝鮮人労働者に対する〈柔軟〉な対応の必要性は、炭鉱を中心とする企業の側でかなり広範に意識されていたと思われる。それを明治平山における送出側と事業所の関係に見てみよう²⁹⁾。以下の事例は、朝鮮人労働者の受け入れ側の事業所が、非対称的な高圧的態度を採っていらなかった事情を示すものである。本稿「はじめに」で見たように、明治鉱業系の事業所の中でも逃走者については特に惨憺たる状況だった明治平山の事例だけに、興味深いものがある。

たとえば、朝鮮人労働者の病死者に対しては、送出側の忠清北道陰城郡守宛に平山鉱業所長名での書簡（昭和18年4月20日付、タイプ印書）が出されるとともに、遺族宛の書簡も発出されている。その文面は次のようなものであった。

「何と申してもお気の毒なことです。然しこれも天命と思つてあきらめるより外致し方もないと思ひます。呉正善君は、全く温良で人格円満な人でした。仕事にも一生懸命でした。こんな人を亡くしたことは会社としても大損害です。ほんとに惜しいことをしました。」

また事故の続出について、鉱業所長から飯塚警察署長宛に、「事故者ノ続出セシコトハ不徳ノ致ス処ニシテ尚未ダ努力ノ至ラザルヲ痛感致居リ慚愧ニ堪エザル次第御座候」との「始末書」が提出されている。「昭和十八年度第一四半期移入朝鮮人労務者雇傭願致スニ付始末書如斯御座候」とあるところから、始末書を提出しなければ雇傭願いも出せなかったことがわかる。

さらに送出側からも、手厳しい批判が浴びせられている。昭和18年1月9日付の京畿道抱川郡守の鉱業所長宛書簡は、純然たる農民の隊員一行は、内地

29) 史料はいずれも「半島人関係雑書類綴」。なお註3参照。

の気候風土や日常生活に一方ならぬ不便、不自由を感じるので「貴社に於ても此等の点に付充分御留意の上御指導される事とは存じますが」と前置きした上で、隊長、班長、組長等の手紙によれば「聊か不足を感じずるが如き点も見受けられます」と不満を述べる。彼らの不満とは、隊長、班長、組長の待遇が普通隊員と異ならない、極寒の折から寝具の設備が全く不完全である、休日にもかかわらず外出を認めない、等である。加えて、平山社員の電報によれば、移送途中の釜山で四人が逃亡しているが、その後詳細な報告が無く、どうなったか全く知る由もない、と述べ、「斯の如く不誠意此の上なき措置にては全く閉口する外ありません。本文着次第折返其の状況詳細御報告相成度御願ひします」と、最後は叱責口調である³⁰⁾。

以上の事例は、朝鮮人労働者の労務管理について、炭鉱側がいかなる視線を意識せざるを得なかったかを物語るものである。朝鮮人労働者をめぐる問題は、労働者側よりも受け入れた事業所側の管理に問題があるとする認識は広範に存在し、事業所側もそれを十分に意識していたのである。

このような認識は、治安に神経をとがらせていた陸軍にも共有されていた。西部軍（中国・四国・九州を管轄）が発出した「警備情報」には、ひんぱんに管内の朝鮮人労働者に関する情報が掲載されている³¹⁾。見ることができた「警備情報」の中では昭和17年6月から11月にかけてのものに見られ、官斡旋開始後の逃亡者の増加が反映されている。

逃走や協和会員章所持に関する特高情報は共有されていたようであり、特高月報に記載されない臨時の調査結果も掲載されている。たとえば昭和17年5月末現在の福岡、佐賀両県下における朝鮮人労働者於ける移入半島人労働者計48,051名中、逃走者26,588名とあり（「七月下旬旬報」アジア歴史資料

センター C01000538900）、また内務省の一斉調査の事前準備として、8月15日に門司港駅で実施した調査では、来住鮮人1,340名中、協和会員章無所持者1,032とある（「八月中旬旬報」C01000589300）。

もっとも、これらは特高調査の例に漏れず数値に揺れを含んでいると思われる。たとえば、先に検討した全国一斉調査の数値は、調査総人員33,800名³²⁾、協和会員章無所持者15,337名、うち不正渡航者4,308名とあって、『特高月報』と一致している（「十一月上旬旬報」C01000848500）。しかし本調査の前に第一次調査があったようであり、その数値は旬報内でも異なっている。「九月上旬旬報」（C01000646300）には、調査人員101,280名、協和会員章無所持者25,126名とあるが、「十月上旬旬報」（C01000770600）では調査総人員94,170名中協和会員章無所持者24,748名、逃走者2,823名、不正渡航者3,841名とあって、一致しない。また本調査の数値（表4）ともかなり距たっており、特に会員証無所持者については本調査よりかなり多い。

西部軍が逃走と並んで最も重視しているのは、朝鮮人労働者の暴動である。たとえば、朝食弁当量の不足に端を発した事務所襲撃と窓硝子や電話器具の破壊（日産遠賀炭業所高松炭業所 C01000477000）、逃走発見から投石暴行で労務係に傷害を与える（三菱鯉田炭鉱 C01000497100）、特に認むべき理由なく逃走の間に暴行事件（古河西部炭業所山田炭坑 C01000556800）、食堂に盗食の為侵入、労務係に殴打されたのに憤慨し労務係に暴行（嘉穂郡目尾炭坑 C01000799300）など、そのほとんどが筑豊の炭鉱である。

注目すべきは、事件のほぼ全てについて、その原因を雇傭主側の労務管理の不適切にありとしている点である。このため西部軍は、久留米憲兵隊と協力して、8月13日に福岡鉱山監督局、福岡県警察部等を会同せしめ、「鮮人労務者管理対策研究会」を開催している。その席上で西部軍は積極的労務管理対策を要望したという（「八月中旬旬報」C01000589300）。

30) 九州大学韓国研究センターの永島広紀教授のご教示によれば、当時の京畿道抱川郡守は朝鮮人である。

31) 「旬報」の形態をとり、アジア歴史資料センターでは昭和17年6月から12月のものが検出される。野紙に墨書の表紙に本文はタイプ印書。表紙に陸軍省大臣官房、陸軍省防課の丸印と極秘の角印がある。以下、引用にあたっては本文中にアジア歴史資料センターのレファレンスコードで典拠を示す。

32) 原史料は漢数字で一二三、八〇〇名とあるが、最初の一三は三のタイプミスだろう。なお他府県よりの逃走者1,575名とあるのは、『特高月報』には項目が無い。

以上に見てきた労務管理書から軍の対応までを貫く言説の特徴は、炭鉱側の物理的強制による労働者管理（監視、暴力等）への批判と、朝鮮人労働者の風俗習慣や要望を汲んだ労務管理の必要性である。だがここで考えたいのは、そのような柔軟な労務管理の妥当性ではない。軍も含めた炭鉱労務への批判のほとんどが、柔軟な労務管理こそが朝鮮人労働者の逃走問題を解決すると語っていること自体が我々の関心をひく主題である。この時期の労務管理言説が、必ずそのような構造を持ったことこそ検討に値する問題ではないだろうか。

結論

事実が物語るのは、良心的な労務管理思想の持ち主には残念だろうが、朝鮮人労働者は柔軟な労務管理がないから逃走したのではなく、柔軟な労務管理があっても彼らは逃走するのである。当事者意識を欠いた柔軟な労務管理論の跋扈を前に、炭鉱の労務担当者は怒り心頭だったかもしれない。そのような視点に立つならば、我々の考察は、逃走をもその一部とするような、システムとしての労働力市場という枠組みに向かうべきなのである。

わざわざ西部軍に教えてもらわなくても、明治平山の例に見たように、柔軟な労務管理は実践されていた。しかしそれがさして実効性を持たなかったことも、同鉱業所の惨憺たる逃走者数を見れば明らかである（「はじめに」）。要するに朝鮮人労働者の戦時動員は、労務管理の手法以前に、労働力統制として明白に破綻していたのである。

実態は、労働者はよりマシな条件の職場に移動しようとするのであり、それを〈円滑〉に推進したのがエージェントや在日コミュニティであった。逃走は、労務動員という戦時統制を前提にすれば統制破りであるが、他方ではよりましな賃金や労働条件を求めての移動と考えれば、労働力の再配置であったとも言える。内務省は現職場での就労承認や協和会員章の交付という〈柔軟〉な対応を取ったが、それは労働力市場の現実に適合した合理的処置だったとも考えられる。これら全体を労働力再配置のシステ

ムと考えれば、内務省の現状追認方針こそが最も重要な役割を果たしたとも言えるのである。

社会主義を含むあらゆる統制経済がブラックマーケットの存在によって支えられるという逆説と同様に、ここでは戦時統制システム下での労働力市場にとって、移動（逃走）という形での市場原理の機能が不可欠であったとも言えるのではないか。そして柔軟な労務管理という言説は、戦時統制の機能不全という現実を直視させない役割を果たした。タテマエの言語が公的な言論空間のほぼ全てを満たしている戦時において、それもまたシステムを維持する上で必要な要素だったのである。

付け加えれば、市場メカニズムである限り、移動先の朝鮮人経営の飯場のすべてが、抑圧された同胞への愛情で満たされていたと考える必要はない。朝鮮人のエージェントや親方に「搾取」された経験を語る証言も存在するのである³³⁾。

〔後記〕

筆者はもともと炭鉱史、炭鉱労働史の専門家ではなく、近代日韓関係史についても同様である。そのような筆者がこのテーマに関心を持つきっかけとなったのが、本文中にも触れた田中直樹氏の著書の寄贈を受け、そこに示された逃走する朝鮮人労働者の数に衝撃を受けたことであった。その段階では単なる衝撃であり、そのご継続的に追求することはなかった。本格的に取り組んだのは李榮薫先生（当時ソウル大学経済学部教授）の主宰する共同研究に参加してからであり、2012年に本稿の原型となる内容をソウル大学の研究会で報告した。仲介していただいた永島広紀教授には感謝のほかない。その後、国内でも2013年に國學院大学の史学会で報告するなど、何度か口頭発表の機会があったが、さらに本稿を成すまでに時間を要したのは、明治平山の文書の公開・利用が制約的であったからである。ただしそのことについては、「親日派」への遡及的訴追の可能性など、日韓関係の諸要因から止むを得なかったと考えている。

33) 金光烈『足で見た筑豊——朝鮮人炭坑労働の記録——』（明石書店、2004年）

Where did the fleeing Koreans go?: Escape as remobilization and relocation of Koreans mobilized in wartime Japan

Manabu ARIMA

Abstract

This paper examines the issue of escaping Korean laborers, who had been mobilized from the Korean Peninsula, focusing on the case of Fukuoka Prefecture. Koreans traveling to Japan for work had increased after World War I. It increased dramatically after the mass transfer of Koreans began in earnest in September 1939 under the Labor Mobilization Plan. Wartime mobilization, here, refers to the collective transfer, which began following the labor mobilization plan.

Did Korean laborers flee the mines because they could not bear the violence and oppression? That might have been true. In many cases, with the help of intermediary Korean agents, they fled (moved) to other workplaces and obtained jobs there. This served as a labor black market. The construction industry, for example, benefited from this. The Army, which had placed the order, was no exception. The policy of the Ministry of Internal Affairs, designed to prevent escape, was, in effect, an acknowledgment of this reality.